

平成 28 年 7 月 1 日

文化庁長官官房著作権課
著作物流通推進室 企画調査係 御中

「著作権等管理事業法に関連する規制等への意見」

- ①氏名:ネットワーク音楽著作権連絡協議会
- ②性別:該当なし
- ③職業:該当なし
- ④住所:東京都千代田区三崎町 2-16-9 イトービル 4F
- ⑤電話番号:03-5226-8550
- ⑥該当項目:<イ>登録事項の変更の届出(第7条第1項)
- ⑦意見:

1. 要旨

届け出を怠った場合や内容に齟齬がある場合は罰則規定を設けるべきである。

貴庁のホームページ上で公開されている管理事業者の登録内容は、誤っている場合があり、各管理事業者が最新の状態を正確に届け出ているとは言えない。この点について、管理事業者が変更届を怠った場合若しくは内容に齟齬があった場合には、管理事業者に対して登録そのものを取り消す等の罰則を設ける必要がある。

2. 詳論

管理事業者の登録情報は、利用者が著作物を利用する際に、許諾・使用報告・支払いなどの手続きを行うための重要な指標であり、その正確性が担保されないと著作物の利用が不可能となる恐れがある。もし利用許諾の主体・事業所所在地が違う場合は、締結した契約が正当なものかを確認することができず、使用料の支払いも確実にできているかの確認ができず、別の権利者からの請求を受けるかもしれないという不安を抱えることとなる。このように、利用者が著作物を利用しようとする時に、速やかに手続きが行えないことは事業における機会損失につながり、ひいては権利者の経済的損失も引き起こしているといえる。

したがって、法第7条第1項に定める、管理事業者の登録内容の変更届出については、登録内容の正確性を担保することとし、変更届を怠った場合若しくは内容に齟齬があった場合には、登録そのものを取り消す等の罰則を設ける必要がある。

以上